

3 歳児聴覚健康診査実施手順書

令和 6 年 1 月作成

（業務内容）

3 歳児健康診査において聴覚健康診査該当となった対象者に対して健診を実施し、その結果報告を行うもの

（対象者）

3 歳児健康診査の聴覚スクリーニング（アンケート、ささやき声検査）において、聴覚健康診査該当となった児（4 歳になる前日までが対象）

（健診内容）

問診・診察

（実施方法）

1. 保健センター等の 3 歳児健康診査における聴覚スクリーニングにおいて、聴覚健診が必要と判断された対象者が、「受診券」を持参し、聴覚健診実施医療機関を受診する
2. 医療機関は、聴覚健診を実施し、必要な方には治療（保険診療）を行う
3. 医療機関は、健診結果を「3 歳児聴覚健康診査結果報告書（診療情報提供書）」（紹介状に同封）に記載する
4. 医療機関は、3 と「3 歳児聴覚健康診査実施報告書兼請求書」を翌月 13 日までに姫路市保健所に提出する